

企業結合

日以降開始事業年度以降の企業結合に適用される。

■ IFRS 第三号(改訂版)の概要

一・取得法

IFRS 第三号(改訂版)は、基準の対象となる企業結合すべてに取得法を適用することを求めている。

取得法は、以下の流れにより行われる(図1)。

〈ステップ1〉

まず、企業結合の当事者のうち、どの企業が取得企業になるかを決定する。多くの企業結合では、どちらが取得企業でどちらが被取得企業が明確だが、たとえ対等合併をうたった企業結合であっても、必ず取得企業を決定する必要がある。

〈ステップ2〉

取得日とは、取得企業が被取得企業の支配を獲得した日を指す。一般的には、クロージング・デートとなるが、関連するすべての事実や状況を勘案して、実質的に支配を獲得した日を決定することが重要である。

〈ステップ3〉

取得法においては、企業結合の一環として交換した資産・負債で、IFRSのフレームワーク上の資産・負債の定義を満たしたものは、識別可能資産・負債として認識する。ブランドのようにより、被取得企業がもともと資産・負債認識をしていない場合も同様である。また、一定の

要件を満たした偶発債務も識別可能負債として認識する必要がある。

識別可能資産・負債は一部の例外を除き取得日の公正価値で測定しなければならない。

非支配持分(従来の少数株主持分)は、企業結合ごとに、以下のいずれかの方法を選択して測定する。

①非支配持分

自体の公正価値

②被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する非支配持分割合相当額

〈ステップ4〉

IFRS 第三号(改訂版)上、のれんは、図2の(イ)から(ロ)を控除して計算される。企業結合の対価は、以下の項目の取得日における公正価値の合計として算定される。

●譲渡した資産

山邊道明

あずさ監査法人/KPMG
IFRS本部パートナー 公認会計士

はじめに

会計基準のコンバージェンスにより、企業結合に関する日本の会計基準とIFRSの差異の多くは解消されてきたが、依然として両者の間にはのれんの償却の要否など重要な差異が残っている。両者の差異を把握するためにも、また今後の日本基準の動向を理解するうえでも、IFRSにおける企業結合の基準であるIFRS 第三号(改訂版)「企業結合」(以下、IFRS 第三号(改訂版))の内容を理解することは意義があるものと考えられる。なお、IFRS 第三号(改訂版)は、二〇〇九年七月一

図1 ●取得法の流れ



● 発生した負債

● 取得企業が発行した持分証券

なお、弁護士費用やアドバイザー費用といった企業結合に関連するコストは、企業結合の対価には含めず、取得企業において費用計上される。

二. のれんの会計処理

正ののれんは償却しない。ただし、每期（および減損の兆候がある場合）減損テストを実施し、必要に応じて減損損失を計上する必要がある。

一方、負ののれん（負ののれんが発生するような企業結合をIFRS第三号（改訂版）では「バーゲン・パーチェスと呼ぶ）は、発生時に一括収益認識をすることになる。

■ 日本基準との主な差異

現行の日本基準は、IFRS第三号（改訂版）の規定と異なる点が多くあるが、基準の改正に

より、二〇一〇年四月一日以降開始事業年度（以下、来期）から両基準の差異はかなり解消される。

来期以降も残る大きな差異は次のとおりである。

一. 少数株主持分の測定方法

前述のように、IFRS上、非支配持分の測定方法として、非支配持分自体の公正価値で測定する方法（いわゆる全部のれん方式）と被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する非支配持分割合相当額で測定する方法（いわゆる購入のれん方式）の選択適用が認められているが、日本基準では購入のれん方式しか認められていない。

通常、全部のれん方式を採用する方がのれんの金額は大きくなるが、IFRSにおいても購入のれん方式が認められるため、購入のれん方式を継続する場合には、IFRS導入による実質的な影響はない。ただし、米国基準では、全部のれん方式のみが認められているため、現在米国基準を採用している企業は注意が必要である。

二. のれんの償却と減損

日本基準では、正ののれんは原則として二十年内の期間で規則償却しなければならない。前述のように、IFRS第三号（改訂版）の下では、のれんは非償却資産なので、両基準の差異は大きい。

負ののれんも、現行の日本基準では正ののれんと同様に二十年内の期間で規則償却する

ことが必要だが、二〇一〇年四月一日以降に開始する事業年度からは、IFRS同様、発生時の一括収益認識が求められることになるため、両基準の差異は解消される。

一方、日本基準上、のれんの減損テストは、減損の兆候があったときにのみ行われるが、IFRS第三号（改訂版）では、前述のように、減損の兆候がなくとも每期減損テストを行うことが求められる。

■ IFRS導入がビジネスに与える影響

企業結合に関する、IFRS導入のもっとも大きな影響は、のれんの規則的な償却がなくなることである。このことにより、合併や買収の結果、その成果にかかわらず費用（のれんの償却費）が発生することはなくなるため、合併・買収自体による利益の悪化を気にせずに合併・買収の意思決定が行えるようになる。

一方で、規則的な償却が行われない分、のれんは当初認識金額のまま残っていくため、取得した企業や事業の業績が悪化し、回復の兆しが見えなくなった場合に発生する減損損失の金額は、IFRS上、日本基準の場合に比べて多額となる。

したがって、IFRS導入後、経営者は、合併・買収を行う際に、案件ごとの採算性や企業結合の効果の継続性について、より慎重な検討が必要となることが予想される。また、合併・買収後も、その効果を継続させる経営努力が今まで以上に求められることになるだろう。

(イ) 以下の合計

- 企業結合の対価
- 被取得企業の非支配持分
- (段階取得の場合) 取得企業が以前から保有していた被取得企業に対する持分の取得日の公正価値
- (ロ) 識別可能な取得資産・負債の取得日における金額